

奈 教 総 第 268 号
令 和 8 年 3 月 19 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 寺 川 拓 様
同 植 村 佳 史 様
同 柳 田 昌 孝 様

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人から提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

令和4年度「防災に関する事業の財務事務の執行について」の結果に対する措置状況について

第3 包括外部監査の結果及び意見

9. 教育委員会

【文化財課】

(2) 結果及び意見

①教育委員会事務局 教育部 文化財課

補助事業者が消費税等の課税事業者である場合、消費税等の仕入税額控除の取扱いについて奈良市補助金等交付規則又は奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱に明記するなど統一して取り扱う必要がある。また、市が消費税等込みで補助金を交付した補助事業者については、仕入税額控除を受けたかどうかについて必ず市に報告させる必要がある。

(文化財課)

【監査結果】

消費税の課税事業者が補助金を消費税等込みで受領して課税仕入を行った場合、補助事業に係る課税仕入に対応する仕入税額控除額については消費税等の納付額を減少させる働きをもつことから、補助事業者に経済的利益が生ずる。しかし、奈良市補助金等交付規則や奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱には仕入税額控除に関する定めがないことから、仮に補助事業者が経済的利益を得たとしても返還させることができない状況となっている。補助事業者に経済的利益が発生しないようにするために、補助事業者が仕入税額控除を受けたかどうかを必ず報告させるとともに、仕入税額控除を受けた場合は市に返還させるよう、奈良市補助金等交付規則又は奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱に明記する必要がある。

【措置の内容】

奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱を改正し（令和5年10月24日告示、令和6年4月1日施行）、以下について規定しました。

- (1) 消費税等仕入控除税額は、補助対象経費から控除する。(第5条第1項第2号)
- (2) 補助事業者は、実績確定後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合、速やかに市長に報告する。(第8条第1項)
- (3) 市長は、補助金の交付後に消費税等仕入控除税額の報告があった場合、当該仕入控除税額を返還させることがある。(第8条第2項)